令和６年７月時点

国保・後期の方の保険証について

ご注意ください

令和６年１２月２日から、保険証は発行されなくなります。
下の①か②、いずれかの方法により医療機関等を受診いただくことになります。

①「マイナ保険証」で受診する

・マイナンバーカードを持ち　＋　保険証の利用登録をする

ステップ1
マイナンバーカードを申請

□　申請方法は選択可能
- 役場窓口で申請
- オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
- 郵便による申請
- まちなかの
証明写真機からの申請

ステップ2
マイナンバーカードを
保険証として登録

□　利用登録の方法
- 役場窓口で行う
- 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
- マイナポータルで行う
- セブン銀行ATMから行う

②「保険証・資格確認書」で受診する

・まずは「保険証」で受診する
現在お手元にある保険証の有効期限は令和７年７月３１日までとなっており、それまで利用できます
（保険税の滞納がある方の有効期限は違うことがあります）

・その後「資格確認書」で受診する
マイナ保険証がない方には、保険証の有効期限が切れる前に、申請いただかなくても、資格確認書をお届けします
（住所異動や新規加入の際にはその時点で資格確認書を発行します）
（介助の必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合等には申請により資格確認書を発行します）

マイナンバーカードを使うメリット

医療費を20円節約できる
皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

より良い医療を受けることができる
過去のお薬情報や健診の結果を見れるようになり、治療に役立てることができます。
（マイナポータルでご自身でも見れるようになります。）
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

鶴田町　　（担当）子ども健康課　国保年金係